

予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 41 号

予算規則の一部を改正する規則

予算規則（昭和 39 年岩手県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補正予算等)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総務部長は、補正予算要求書の提出があったものについて予備費を充てることの決定があったときは、その旨を部局長、広域振興局等の長及び<u>出納長</u>に通知しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(予算成立の通知)</p> <p>第 9 条 総務部長は、予算が成立したときは、直ちにこれを部局長等及び<u>出納長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(継続費)</p> <p>第 10 条 部局長は、継続費に係る毎年度の支出残額を当該継続年度内において翌年度に繰り越して使用する場合は、継続費通次繰越調書（様式第 4 号）を作成し、翌年度の 4 月 3 日までに総務部長及び<u>出納長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 部局長は、継続費に係る毎年度の通次繰越額について継続費繰越計算調書（様式第 5 号）を作成し、翌年度の 5 月 31 日までに総務部長及び<u>出納長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(繰越明許費)</p> <p>第 11 条 部局長は、繰越明許費を翌年度に繰り越して使用する場合は、繰越明許費繰越調書（様式第 7 号）を作成し、翌年度の 4 月 3 日までに総務部長及び<u>出納長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 部局長は、繰越明許費に係る繰越額について繰越明許費繰越計算調書（様式第 8 号）を作成し、翌年度の 5 月 31 日までに総務部長及び<u>出納長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(事故繰越し)</p> <p>第 12 条 部局長は、歳出予算を、法第 220 条第 3 項ただし書の規定により、翌年度に繰り越して使用する場合は、事故繰越し調書（様式第 9 号）を作成し、翌年度の 4 月 3 日までに総務部長及び<u>出納長</u>に通知しなければならない。</p>	<p>(補正予算等)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総務部長は、補正予算要求書の提出があったものについて予備費を充てることの決定があったときは、その旨を部局長、広域振興局等の長及び<u>会計管理者</u>に通知しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(予算成立の通知)</p> <p>第 9 条 総務部長は、予算が成立したときは、直ちにこれを部局長等及び<u>会計管理者</u>に通知しなければならない。</p> <p>(継続費)</p> <p>第 10 条 部局長は、継続費に係る毎年度の支出残額を当該継続年度内において翌年度に繰り越して使用する場合は、継続費通次繰越調書（様式第 4 号）を作成し、翌年度の 4 月 3 日までに総務部長及び<u>会計管理者</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 部局長は、継続費に係る毎年度の通次繰越額について継続費繰越計算調書（様式第 5 号）を作成し、翌年度の 5 月 31 日までに総務部長及び<u>会計管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(繰越明許費)</p> <p>第 11 条 部局長は、繰越明許費を翌年度に繰り越して使用する場合は、繰越明許費繰越調書（様式第 7 号）を作成し、翌年度の 4 月 3 日までに総務部長及び<u>会計管理者</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 部局長は、繰越明許費に係る繰越額について繰越明許費繰越計算調書（様式第 8 号）を作成し、翌年度の 5 月 31 日までに総務部長及び<u>会計管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>(事故繰越し)</p> <p>第 12 条 部局長は、歳出予算を、法第 220 条第 3 項ただし書の規定により、翌年度に繰り越して使用する場合は、事故繰越し調書（様式第 9 号）を作成し、翌年度の 4 月 3 日までに総務部長及び<u>会計管理者</u>に通知しなければならない。</p>

2 部局長は、事故繰越しに係る繰越額について事故繰越し繰越計算調書（様式第10号）を作成し、翌年度の5月31日までに総務部長及び出納長に提出しなければならない。

（予算執行計画調書等）

第15条 [略]

2・3 [略]

4 総務部長は、第1項及び第2項に規定する調書の提出があったときは、必要な調整を行い、その結果に基づき予算の執行計画を作成し、知事の決裁を受けた後、部局長及び出納長に通知しなければならない。ただし、部局長には当該部局に関するものに限ることができる。

5 出納長は、毎月分の予算に係る現金の出納状況をその月の経過後速やかに総務部長に通知しなければならない。

（歳出予算の配当）

第17条 [略]

2 予算調製課予算担当課長は、前項の歳出予算配当要求書の提出があったときは、歳計現金の状況その他特別の事情によりその全部又は一部の配当を一時留保するものを除き、歳出予算配当表（様式第13号）により配当するとともに、その旨を出納長に通知しなければならない。

（歳出予算の配当替え）

第18条 部局長は、配当になった歳出予算のうち部局内間で移し替え、又は他の部局長に執行させる必要があるものについて配当替えをしたときは、歳出予算配当替通知書（様式第13号の2）を作成しなければならない。この場合において、部局長は、その旨を出納長に通知しなければならない。

（歳出予算の令達）

第19条 [略]

2 部局長は、前項の規定により令達したときは、その旨を出納長に通知しなければならない。

（歳出予算の流用及び用途変更）

第21条 [略]

2 [略]

3 部局長は、第1項の規定により歳出予算の流用をしたときは、直ちにその旨を第1項の歳出予算流用計算書の写しを添えて総務部長及び出納長に通知しなければならない。

（費目の設定）

第22条 [略]

2 部局長は、事故繰越しに係る繰越額について事故繰越し繰越計算調書（様式第10号）を作成し、翌年度の5月31日までに総務部長及び会計管理者に提出しなければならない。

（予算執行計画調書等）

第15条 [略]

2・3 [略]

4 総務部長は、第1項及び第2項に規定する調書の提出があったときは、必要な調整を行い、その結果に基づき予算の執行計画を作成し、知事の決裁を受けた後、部局長及び会計管理者に通知しなければならない。ただし、部局長には当該部局に関するものに限ることができる。

5 会計管理者は、毎月分の予算に係る現金の出納状況をその月の経過後速やかに総務部長に通知しなければならない。

（歳出予算の配当）

第17条 [略]

2 予算調製課予算担当課長は、前項の歳出予算配当要求書の提出があったときは、歳計現金の状況その他特別の事情によりその全部又は一部の配当を一時留保するものを除き、歳出予算配当表（様式第13号）により配当するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

（歳出予算の配当替え）

第18条 部局長は、配当になった歳出予算のうち部局内間で移し替え、又は他の部局長に執行させる必要があるものについて配当替えをしたときは、歳出予算配当替通知書（様式第13号の2）を作成しなければならない。この場合において、部局長は、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

（歳出予算の令達）

第19条 [略]

2 部局長は、前項の規定により令達したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

（歳出予算の流用及び用途変更）

第21条 [略]

2 [略]

3 部局長は、第1項の規定により歳出予算の流用をしたときは、直ちにその旨を同項の歳出予算流用計算書の写しを添えて総務部長及び会計管理者に通知しなければならない。

（費目の設定）

第22条 [略]

2 総務部長は、費目を設定したときは、その旨を部局長及び  
出納長に通知しなければならない。

別表第1（第2条関係）

[略]

岩手県立大東高等学校

岩手県立藤沢高等学校

岩手県立千厩高等学校

岩手県立高田高等学校

岩手県立広田水産高等学校

岩手県立大船渡高等学校

岩手県立大船渡農業高等学校

岩手県立大船渡工業高等学校

[略]

岩手県立釜石南高等学校

岩手県立釜石北高等学校

[略]

岩手県立福岡工業高等学校

岩手県立浄法寺高等学校

岩手県立一戸高等学校

[略]

岩手県立盛岡<sup>ろう</sup>聾学校

岩手県立一関<sup>ろう</sup>聾学校

岩手県立盛岡養護学校

[略]

岩手県立一関養護学校

[略]

2 総務部長は、費目を設定したときは、その旨を部局長及び  
会計管理者に通知しなければならない。

別表第1（第2条関係）

[略]

岩手県立大東高等学校

岩手県立千厩高等学校

岩手県立高田高等学校

岩手県立大船渡高等学校

岩手県立大船渡東高等学校

[略]

岩手県立釜石高等学校

[略]

岩手県立福岡工業高等学校

岩手県立一戸高等学校

[略]

岩手県立盛岡<sup>ろう</sup>聾学校

岩手県立盛岡養護学校

[略]

岩手県立一関清明支援学校

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。